

佐賀県気候変動対応緊急支援事業実施要領

園農第3109号

令和8年3月6日

第1 趣旨

本県の園芸農業は、地球温暖化の進行に伴う記録的な猛暑や急激な低温により、生育不良や収量・品質の低下が顕著となっており、深刻な影響を受けている。また、物価高騰により園芸農業の生産コストが増加しており、気候変動に対応するための資機材の導入負担が大きくなっている。

このような中、本県園芸農業が持続的に発展をしていくためには、気候変動に適応した栽培体系への転換を早急に進める必要がある。

このため、本事業においては、気候変動に適応した栽培体系への転換に必要な資機材を導入する取組に対する支援を行うものとする。

第2 事業構成

1 本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

- (1) 施設野菜気候変動対応緊急支援事業
- (2) 露地野菜気候変動対応緊急支援事業
- (3) 果樹気候変動対応緊急支援事業
- (4) 花き・地域特産作物気候変動対応緊急支援事業
- (5) 茶気候変動対応緊急支援事業

2 1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の事業の内容等については、別記1、別記2、別記3、別記4及び別記5によるものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度から令和8年度までの2年間とする。

第4 事業の手続き

1 事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式1）を作成し、知事に申請するものとする。

2 知事は第4の1により申請された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内で採択するとともに、事業実施主体に承認の通知を行うものとする。

3 次に掲げる事業実施計画の変更は重要な変更とし、重要な変更に係る手続は前各項に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体ごとの補助金の増を伴う事業内容の追加
- (3) 事業実施主体ごとの事業費の30%を超える減
- (4) その他、事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

4 以下の事業計画の変更がある場合は、別記様式4号により速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 事業実施主体内の受益者の変更又は増減
- (2) その他、軽微な変更

第5 事業の着手等

- 1 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ第4の2による事業計画の承認がなされている場合は、着手することができるものとする。
この場合、事業実施主体は、別記様式2号により知事に届け出るものとする。
- 2 事業実施主体は、前項により交付決定前に着手した場合は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。

第6 県の助成措置

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助金を交付するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、目標年度までの間、毎年度、別記様式3号により事業実施状況報告書を作成し、実績報告に係る年度の翌年度の7月末日までに、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1の報告の内容について検討し、必要があると認めるときは、事業実施主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 3 知事は、2で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、事業実施主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、補助金の返還等の措置を講じることができる。

第8 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。
- 2 本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社らの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、補助金補助の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

（1）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（2）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であることが証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費に計上する。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

附則 この要領は、令和8年3月6日から施行する。

別記1 施設野菜気候変動対応緊急支援事業

| | | |
|-----------------|---|--|
| 1 事業内容 | <p>本事業は、施設野菜において気候変動に適応した栽培体系への転換に取り組む事業主体に対し、気候変動対策に必要な資材や機械、設備の導入に要する経費への支援を行う事業とする。</p> | |
| 2 対象品目 | <p>施設で栽培される野菜</p> | |
| 3 事業実施主体 | <p>県内在住の3戸以上の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）</p> | |
| 4 成果目標 | <p>別表1に定める事業目標項目を一つ選択し、事業実施後から2年後の具体的な目標を設定し、その実現が見込めること。（※1）</p> | |
| 5 補助対象資材・機器等の内容 | <p>1) 資材導入支援 (1) 補助対象は5(1)の①から④に定める資材の購入に係る経費とし、施工費及び既存資材の処分等にかかる経費は対象としない。 (2) 同規模、同能力への更新ではないこと。 (3) 5(1)の①、②又は④を導入する場合は、受益面積と導入資材の換算面積（本数×長さ×幅）を比較し、導入する資材の換算面積が受益面積の1.5倍以内であること。</p> | |
| | ①遮光ネット | <p>(1) 日射量の調整を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮光資材。 (2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |
| | ②遮熱ネット | <p>(1) ハウス内の温度上昇の抑制を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮熱資材であり、熱線（赤外線）を反射又は吸収する機能を有するものに限る。 (2) 遮熱資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |
| | ③遮熱塗布剤 | <p>(1) ハウスの外張りフィルムに直接塗布し、ハウス内の温度上昇を抑制する資材。熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。 (2) 塗布剤を除去するための除去剤は対象としない。</p> |
| | ④高機能被覆資材 | <p>(1) ハウスの天井又は妻面に設置する外張りフィルムとして、既存の被覆資材（農P0等）と比較して、明らかに遮熱性が優れた資材。直射光を散乱光に変換する機能又は熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。 (2) 補助対象品目は、雨よけ野菜に限る。 (3) 補助事業を活用して整備したハウスの被覆資材を交換する場合は、当該ハウスの耐用年数が経過したものであること。 (4) 高機能被覆資材の展開に係る資材（スプリング、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |

2) 機械等導入支援

- (1) 補助対象は5(2)の①から④に定める機械、設備等の導入に係る経費とし、施工費を含む。また、施行方法が「代行施行」の場合、代行施工料も補助対象とする。なお、代行施工料については、製造請負工事に係る工事価格(機械器具・機材費+運搬費+組立・据付工事費)の5%以内が補助対象の上限となる。
- (2) 事業で導入する機械等については保険等への加入に努めることとし、当該機械の処分制限期間において通年加入が継続されることとする。なお、換気装置のみを本事業で導入したハウス、イチゴ育苗方式の転換に必要な設備、既存の設備・機械を交換・修繕・補強したイチゴ苗冷蔵処理システム、60万円(税込)未満の機械はこの限りではない。また、上記保険等の加入要件を満たさない施設・機械等についても、民間の保険等へ加入するよう努めることとする。
- (3) 同規模、同能力への更新ではないこと(イチゴ苗冷蔵処理(株冷・夜冷)システムを除く)。

| | |
|------------------------------|--|
| <p>① 換気装置</p> | <p>(1) ハウス内(育苗ハウス含む)の通気性改善を目的とした換気装置であり、ビニール被覆(雨よけ)等したハウス内に循環扇または業務用工場扇を設置するもの、ハウス上部に取り付け型天窓を整備するものとする。</p> <p>(2) 天窓と一体的に導入する場合にはタイマー、温度センサー等の自動開閉に係る装置も対象とする。</p> <p>(3) 原則として、栽培以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象外とする。</p> |
| <p>② 外気導入装置</p> | <p>(1) ハウス内の温度上昇の抑制を目的として送風機等により外気をハウス内に強制的に導入する装置。送風機及びダクト、病害虫の侵入を抑制するためのフィルターを対象とする。</p> <p>(2) (1)と一体的に導入する場合にはタイマー、温度センサー等の制御装置も対象とする。</p> <p>(3) 暖房設備と一体型の装置や分電盤、コンセントの設置、配線工事は対象としない。</p> |
| <p>③ イチゴ苗冷蔵処理(株冷・夜冷)システム</p> | <p>(1) イチゴの花芽分化促進を目的とした冷蔵処理に必要な設備・機械・装置・資材等の導入・交換・修繕・補強に係るものとする。</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷蔵処理を行う際に苗を収容するための外気の影響を防ぐ構造を持つ設備(リーファーコンテナ、夜冷库等)/サイド巻き上げ装置(被覆資材を含む)/断熱資材/冷却装置(冷気を庫内全体に均一に循環させるための送風機やダクト等を含む)/冷却装置と一体的に整備する場合における、温湿度センサー、制御盤、育苗ベンチ、庫内の湿度を維持するための加湿装置、既存施設内の一部を冷蔵区画として整備するための間仕切り資材/その他特に必要な機械・装置 |

| | | |
|----------------|--|--|
| | | <p>(2) 冷蔵機能と無関係な内装装飾、汎用什器のみの導入、既存施設の増築、建築物（建屋）の整備は補助対象としない。</p> <p>(3) 事業を実施する際は、利用規模の妥当性を確認するため、「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> <p>(4) 補助事業を活用して導入した既存の設備・機械等の部材の交換については、法定耐用年数が経過したものであること。</p> |
| | <p>④イチゴ育苗方式の転換に必要な設備</p> | <p>(1) 以下に示すイチゴの育苗方式の転換に必要な設備の導入・交換・修繕・補強に係るものとする。</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ育苗への転換に必要な骨材・部材・消耗品（スプリング、ハウスバンド、パッカー、被覆資材、施設全面開放装置を含む） ・育苗ベンチの育苗棚（金網→エキスパンドメタル等）の転換に必要な育苗ベンチ部材 ・育苗ハウスにおける灌水方法（頭上灌水→株元灌水）の転換に必要な灌水資材 <p>【補助対象外】</p> <p>防草シート、育苗ポット、育苗培土、排水対策資材、地均しに必要な資材等</p> <p>(2) 育苗方式の転換を伴わない育苗ハウスの修繕や補強は補助対象としない。</p> <p>(3) 原則として、育苗ハウスの増設については補助対象外とする。ただし、採苗方式の転換について、これまでの育苗ハウスだけでは育苗スペースが不足する場合においては、育苗ハウスの増設に係る部材も補助対象とする。ただし、「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> <p>(4) 補助事業を活用して導入した既存設備の部材の交換については、法定耐用年数が経過したものであること。</p> |
| <p>6 採択要件等</p> | <p>次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 事業実施主体は、原則として受益農家3戸以上とすること。（※2）</p> <p>(2) 資材導入支援については受益農家1戸当たりの面積10a以上（※3）、機械等導入支援については受益農家1戸当たりの面積3a以上であること。</p> <p>(3) 導入技術の活用に係る研修会を実施し、栽培方法の改善等を行うものであること。</p> | |

※1 成果目標は、今回導入する装置等の効果のみではなく、事業実施主体の自助努力による気候変動対策も含めて、事業実施主体単位で10%以上向上するもの。

成果目標を満たす事業実施主体の構成は、例えば、イチゴ農家30戸で構成し、各受益農家がそれぞれ遮光ネット（10戸）、遮熱ネット（10戸）、高機能被覆資材（10戸）を導入することにより、事業実施主体単位で10%以上向上するものも含む。

※2 市町等の範囲において取組が少なく、かつ認定農業者や後継者など地域の担い手として認められ

る場合は、3戸未満でも可能とする。なお、法人については、認定農業者であり、かつ受益面積50a以上であれば、単独でも可能とする。

※3 育苗ハウスに導入する場合は、受益農家1戸当たりの受益面積（本圃）が10a以上とする。

別記2 露地野菜気候変動対応緊急支援事業

| | | |
|-----------------|---|--|
| 1 事業内容 | <p>本事業は、露地野菜において気候変動に適応した栽培体系への転換に取り組む事業主体に対し、気候変動対策に必要な資材や機械、設備の導入に要する経費への支援を行う事業とする。</p> | |
| 2 対象品目 | <p>露地で栽培される野菜（いも類を含む）</p> | |
| 3 事業実施主体 | <p>県内在住の3戸以上の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）</p> | |
| 4 成果目標 | <p>別表1に定める事業目標項目を一つ選択し、事業実施後から2年後の具体的な目標を設定し、その実現が見込めること。（※1）</p> | |
| 5 補助対象資材・機器等の内容 | <p>1) 資材導入支援</p> <p>(1) 補助対象は5の1)の①から②に定める資材の購入に係る経費とし、施工費及び既存資材の処分等にかかる経費は対象としない。</p> <p>(2) 同能力への更新ではないこと。</p> <p>(3) 5(1)の①、②を導入する場合は、受益面積と導入資材の換算面積（本数×長さ×幅）を比較し、導入する資材の換算面積が受益面積の150%以内であること。</p> | |
| | ①遮光ネット | <p>(1) 日射量の調整を目的として、畝の上に設置するトンネルや、ハウスの外側または内側に展張する遮光資材。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー、トンネル支柱等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |
| | ②遮熱ネット | <p>(1) 畝の上に設置するトンネルやハウス内の温度上昇の抑制を目的として、トンネルやハウスの外側または内側に展張する遮熱資材。熱線（赤外線）を反射又は吸収する機能を有するものに限る。</p> <p>(2) 遮熱資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー、トンネル支柱等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |
| | <p>2) 機械等導入支援</p> <p>(1) 補助対象は5の2)の①から②に定める機械、資材等の導入に係る経費とする。なお、排水対策機械を導入する場合は、受益農家による共同利用を原則とする。</p> <p>(2) 5の2)①から②を導入する場合は、適切な受益面積であることを示す「機械・資材等利用計画書」又は「機械等規模決定計算書」を実施計画に添付すること。</p> <p>(3) 事業で導入する機械等については保険等への加入に努めることとし、当該機械の処分制限期間において通年加入が継続されることとする。ただし、上記保険等の加入要件を満たさない施設・機械等についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 同規模、同能力への更新ではないこと。</p> | |
| | ①簡易灌水資機材 | <p>(1) 露地野菜の育苗ハウス又は作付圃場に設置して使用する灌水チューブ、灌水用水の取水・送水を目的としたエンジ</p> |

| | | |
|---------|---|---|
| | | <p>ンポンプ及びフィルターを対象とする。ただし、いずれも3年以上使用可能なものとし、受益農家1戸あたりの事業費が20万円以上であること。</p> <p>(2) 複数の圃場を移動して使用する資材については、一度に使用可能な面積が5a以上であること。(※2)</p> <p>(3) 灌水資材の設置や接続に係る資材は対象としない。</p> |
| | ②露地野菜排水対策機械 | <p>(1) 露地野菜の作付圃場において排水性の改善を目的として導入する、補助もみ殻暗渠埋設機、サブソイラ、リターンデッチャ、スタブルカルチ、全層心土破碎機、レーザーレベラー、その他これらと同等の機能を有する機械(※3)を対象とする。</p> <p>(2) 事業実施主体あたりの機械導入台数については、受益面積(※4)の合計が4ha未満の場合は1台、4ha以上8ha未満は2台以内とし、以降受益面積が4ha増加する毎に1台追加可能とする。</p> |
| 6 採択要件等 | <p>次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 事業実施主体は、原則として、受益農家3戸以上とすること。(※5)</p> <p>(2) 資材導入支援については、受益農家1戸あたりの露地野菜作付面積10a以上、機械等導入支援については、事業実施主体における露地野菜作付面積が2ha以上(中山間地域は1ha以上)、かつ受益農家1戸あたりの露地野菜作付面積が30a以上であること(中山間地域は15a以上)。(※6)</p> <p>(3) 露地野菜品目については、単一又は複数品目の計画とする。</p> <p>(4) 導入技術の活用に係る研修会を実施し、栽培方法の改善等を行うものであること。</p> | |

- ※1 成果目標は、今回導入する装置等の効果のみではなく、事業実施主体の自助努力による気候変動対策も含めて、事業実施主体単位で10%以上向上するもの。
成果目標を満たす事業実施主体の構成は、例えば、たまねぎ農家30戸で構成し、各受益農家がそれぞれ遮光ネット(15戸)、遮熱ネット(15戸)を導入することにより、事業実施主体単位で10%以上向上するものも含む。
- ※2 一度に使用可能な面積とは、灌水チューブの長さ及び本数からメーカーのカタログ等に記載されている散水幅を基に算出される使用可能面積とする。
- ※3 「その他これらと同等の機能を有する機械」については、カタログ等により、補助もみ殻暗渠埋設機、サブソイラ、リターンデッチャ、スタブルカルチ、全層心土破碎機、レーザーレベラーと同等の機能であることが確認されるものに限る。
- ※4 排水対策機械における受益面積とは、1年間に当該機械を利用する面積とする。
- ※5 市町等の範囲において取組が少なく、かつ認定農業者や後継者など地域の担い手として認められる場合は、3戸未満でも可能とする。なお、集落営農法人においては、構成員である農家が3戸以上であれば単独でも可能とし、それ以外の法人においては、認定農業者であり、かつ露地野菜作付面積4ha以上(中山間地域は2ha以上)の場合に限り、単独でも可能とする。
- ※6 露地野菜作付面積については、事業実施前年の作付面積を基準とする。なお、受益農家が新規作付者の場合は、事業実施年に作付する面積とする。

別記3 果樹気候変動対応緊急支援事業

| | | |
|-----------------|---|---|
| 1 事業内容 | <p>本事業は、果樹において気候変動に適応した栽培体系への転換に取り組む事業主体に対し、気候変動対策に必要な資材や機械、設備の導入に要する経費への支援を行う事業とする。</p> | |
| 2 対象品目 | <p>果樹</p> | |
| 3 事業実施主体 | <p>県内在住の3戸以上の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）</p> | |
| 4 成果目標 | <p>別表1に定める事業目標項目を一つ選択し、事業実施後から2年後の具体的な目標を設定し、その実現が見込めること。（※1）</p> | |
| 5 補助対象資材・機器等の内容 | <p>1) 資材導入支援</p> <p>(1) 補助対象は5-1)の①から③に定める資材の購入に係る経費とし、施工費及び既存資材の処分等にかかる経費は対象としない。</p> <p>(2) 同規模、同能力への更新ではないこと。</p> <p>(3) 5-1)の①、②を導入する場合は受益面積と導入資材の換算面積（本数×長さ×幅）を比較し、導入する資材の換算面積が受益面積の150%以内であること。</p> | |
| | ①遮光ネット | <p>(1) 日射量の調整を目的として、ハウスの外側又は内側及び既存の支柱等を利用して露地に展張する遮光資材。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー、支柱等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |
| | ②遮熱ネット | <p>(1) 温度上昇の抑制を目的として、ハウスの外側又は内側及び既存支柱等を利用して露地に展張する遮熱資材であり、熱線（赤外線）を反射又は吸収する機能を有するものに限る。</p> <p>(2) 遮熱資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー、支柱等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |
| | ③遮熱塗布剤 | <p>(1) ハウスの外張りフィルムに直接塗布し、ハウス内の温度上昇を抑制する資材。熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。</p> <p>(2) 塗布剤を除去するための除去剤は対象としない。</p> |
| | <p>2) 機械等導入支援</p> <p>(1) 補助対象は5-2)の①から②に定める機械、設備等の導入に係る経費とし、①は施工費を対象とせず、②は施工費を対象とする。また、施行方法が「代行施行」の場合、代行施工料も補助対象とする。なお、代行施工料については、製造請負工事に係る工事価格（機械器具・機材費+運搬費+組立・据付工事費）の5%以内が補助対象の上限となる。</p> <p>(2) 5-2)①から②を導入する場合は、機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な受益面積を記した「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付することとする。</p> <p>(3) 事業で導入する機械等については保険等の加入に努めることとし、当該機械の処分制限期間において通年加入が継続されることとする。ただし、上記保険等の加</p> | |

| | | | | | |
|----------|--|----------|---|---------|--|
| | <p style="text-align: center;">入要件を満たさない施設・機械等についてはこの限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">①簡易灌水資機材</td> <td style="padding: 5px;"> <p>(1) 露地（トンネル栽培含む）の果樹園に設置する灌水設備に必要な資機材が対象であり、事業費が30万円以上/戸であること。</p> <p>【補助対象】 灌水チューブ（レインガン・可搬式スプリンクラー含む）、タンク、タンクを設置するための土台（パレット等）、送水ポンプ、フィルター</p> <p>(2) 据え置きしない資機材については1戸当たり1台ずつを上限とする。</p> <p>(3) 既に灌水設備が整備されている園地は対象としない。</p> <p>(4) 事業を実施する際は、利用規模の妥当性を確認するため、「利用計画書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②果樹冷蔵設備</td> <td style="padding: 5px;"> <p>(1) 果樹の冷蔵貯蔵設備（果樹の貯蔵専用使用する冷蔵コンテナ等）や果樹の冷蔵システム（果樹の貯蔵専用使用している施設に設置する冷蔵ユニット及び既存の断熱能力を補強するための簡易的な断熱資材の設置、断熱塗料の塗布）を対象とする。</p> <p>(2) 果樹の冷蔵システムにおいて、中仕切りの設置や除去など貯蔵庫の構造の改造については補助対象としない。</p> <p>(3) 事業を実施する際は、利用規模の妥当性を確認するため、「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> </td> </tr> </table> | ①簡易灌水資機材 | <p>(1) 露地（トンネル栽培含む）の果樹園に設置する灌水設備に必要な資機材が対象であり、事業費が30万円以上/戸であること。</p> <p>【補助対象】 灌水チューブ（レインガン・可搬式スプリンクラー含む）、タンク、タンクを設置するための土台（パレット等）、送水ポンプ、フィルター</p> <p>(2) 据え置きしない資機材については1戸当たり1台ずつを上限とする。</p> <p>(3) 既に灌水設備が整備されている園地は対象としない。</p> <p>(4) 事業を実施する際は、利用規模の妥当性を確認するため、「利用計画書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> | ②果樹冷蔵設備 | <p>(1) 果樹の冷蔵貯蔵設備（果樹の貯蔵専用使用する冷蔵コンテナ等）や果樹の冷蔵システム（果樹の貯蔵専用使用している施設に設置する冷蔵ユニット及び既存の断熱能力を補強するための簡易的な断熱資材の設置、断熱塗料の塗布）を対象とする。</p> <p>(2) 果樹の冷蔵システムにおいて、中仕切りの設置や除去など貯蔵庫の構造の改造については補助対象としない。</p> <p>(3) 事業を実施する際は、利用規模の妥当性を確認するため、「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> |
| ①簡易灌水資機材 | <p>(1) 露地（トンネル栽培含む）の果樹園に設置する灌水設備に必要な資機材が対象であり、事業費が30万円以上/戸であること。</p> <p>【補助対象】 灌水チューブ（レインガン・可搬式スプリンクラー含む）、タンク、タンクを設置するための土台（パレット等）、送水ポンプ、フィルター</p> <p>(2) 据え置きしない資機材については1戸当たり1台ずつを上限とする。</p> <p>(3) 既に灌水設備が整備されている園地は対象としない。</p> <p>(4) 事業を実施する際は、利用規模の妥当性を確認するため、「利用計画書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> | | | | |
| ②果樹冷蔵設備 | <p>(1) 果樹の冷蔵貯蔵設備（果樹の貯蔵専用使用する冷蔵コンテナ等）や果樹の冷蔵システム（果樹の貯蔵専用使用している施設に設置する冷蔵ユニット及び既存の断熱能力を補強するための簡易的な断熱資材の設置、断熱塗料の塗布）を対象とする。</p> <p>(2) 果樹の冷蔵システムにおいて、中仕切りの設置や除去など貯蔵庫の構造の改造については補助対象としない。</p> <p>(3) 事業を実施する際は、利用規模の妥当性を確認するため、「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> | | | | |
| 6 採択要件等 | <p>次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 事業実施主体は、原則として受益農家3戸以上とすること。（※2）</p> <p>(2) 資材導入支援・機械等導入支援については受益農家1戸当たりの面積10a以上であること。（※3）</p> <p>(3) 導入技術の活用に係る研修会を実施し、栽培方法の改善等を行うものであること。</p> <p>(4) 果樹品目については、単一又は複数品目の計画とする。</p> | | | | |

※1 成果目標は、今回導入する装置等の効果のみではなく、事業実施主体の自助努力による気候変動対策も含めて、事業実施主体単位で10%以上向上するもの。

成果目標を満たす事業実施主体の構成は、例えば、果樹農家30戸で構成し、各受益農家がそれぞれ遮光ネット（10戸）、遮熱ネット（10戸）、簡易灌水資機材（10戸）を導入することにより、事業実施主体単位で10%以上向上するものも含む。

※2 市町等の範囲において取組が少なく、かつ認定農業者や後継者など地域の担い手として認められる場合は、3戸未満でも可能とする。なお、法人については、認定農業者であり、かつ受益面積が露地で1.0ha、施設で0.5ha以上であれば、単独でも可能とする。

※3 温州みかん、中晩柑等のかんきつは、「かんきつ」として整理することができるものとする。

別記4 花き・地域特産作物気候変動対応緊急支援事業

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|--------|--|--------|---|--------|--|----------|---|
| 1 事業内容 | <p>本事業は、花き・地域特産作物において気候変動に適応した栽培体系への転換に取り組む事業主体に対し、気候変動対策に必要な資材や機械、設備の導入に要する経費への支援を行う事業とする。</p> | | | | | | | | | |
| 2 対象品目 | <p>施設又は露地で栽培される花き、地域特産作物</p> | | | | | | | | | |
| 3 事業実施主体 | <p>県内在住の3戸以上の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）</p> | | | | | | | | | |
| 4 成果目標 | <p>別表1に定める事業目標項目を一つ選択し、事業実施後から2年後の具体的な目標を設定し、その実現が見込めること。（※1）</p> | | | | | | | | | |
| 5 補助対象資材・機器等の内容 | <p>1) 資材導入支援</p> <p>(1) 補助対象は5の1)①から④に定める資材の購入に係る経費とし、施工費及び既存資材の処分等にかかる経費は対象としない。</p> <p>(2) 同規模、同能力への更新ではないこと。</p> <p>(3) 5(1)の①、②又は④を導入する場合は、受益面積と導入資材の換算面積（本数×長さ×幅）を比較し、導入する資材の換算面積が受益面積の150%以内であること。</p> <table border="1" data-bbox="339 972 1436 2072"> <tr> <td data-bbox="339 972 627 1167">①遮光ネット</td> <td data-bbox="635 972 1436 1167"> <p>(1) 日射量の調整を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮光資材。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1169 627 1406">②遮熱ネット</td> <td data-bbox="635 1169 1436 1406"> <p>(1) ハウス内の温度上昇の抑制を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮熱資材であり、熱線（赤外線）を反射又は吸収する機能を有するものに限る。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1408 627 1603">③遮熱塗布剤</td> <td data-bbox="635 1408 1436 1603"> <p>(1) ハウスの外張りフィルムに直接塗布し、ハウス内の温度上昇を抑制する資材。熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。</p> <p>(2) 塗布剤を除去するための除去剤は対象としない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1606 627 2072">④高機能被覆資材</td> <td data-bbox="635 1606 1436 2072"> <p>(1) ハウスの天井又は妻面に設置する外張りフィルムとして、既存の被覆資材（農PO等）と比較して、明らかに遮熱性が優れた資材。直射光を散乱光に変換する機能又は熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。</p> <p>(2) 補助事業を活用して整備したハウスの被覆資材を交換する場合は、当該ハウスの耐用年数が経過したものであること。</p> <p>(3) 高機能被覆資材の展開に係る資材（スプリング、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> </td> </tr> </table> | | ①遮光ネット | <p>(1) 日射量の調整を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮光資材。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> | ②遮熱ネット | <p>(1) ハウス内の温度上昇の抑制を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮熱資材であり、熱線（赤外線）を反射又は吸収する機能を有するものに限る。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> | ③遮熱塗布剤 | <p>(1) ハウスの外張りフィルムに直接塗布し、ハウス内の温度上昇を抑制する資材。熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。</p> <p>(2) 塗布剤を除去するための除去剤は対象としない。</p> | ④高機能被覆資材 | <p>(1) ハウスの天井又は妻面に設置する外張りフィルムとして、既存の被覆資材（農PO等）と比較して、明らかに遮熱性が優れた資材。直射光を散乱光に変換する機能又は熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。</p> <p>(2) 補助事業を活用して整備したハウスの被覆資材を交換する場合は、当該ハウスの耐用年数が経過したものであること。</p> <p>(3) 高機能被覆資材の展開に係る資材（スプリング、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> |
| ①遮光ネット | <p>(1) 日射量の調整を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮光資材。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> | | | | | | | | | |
| ②遮熱ネット | <p>(1) ハウス内の温度上昇の抑制を目的としてハウスの外側または内側に展開する遮熱資材であり、熱線（赤外線）を反射又は吸収する機能を有するものに限る。</p> <p>(2) 遮光資材の設置に係る資材（ハウスバンド、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> | | | | | | | | | |
| ③遮熱塗布剤 | <p>(1) ハウスの外張りフィルムに直接塗布し、ハウス内の温度上昇を抑制する資材。熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。</p> <p>(2) 塗布剤を除去するための除去剤は対象としない。</p> | | | | | | | | | |
| ④高機能被覆資材 | <p>(1) ハウスの天井又は妻面に設置する外張りフィルムとして、既存の被覆資材（農PO等）と比較して、明らかに遮熱性が優れた資材。直射光を散乱光に変換する機能又は熱線（赤外線）を反射する効果を有するものに限る。</p> <p>(2) 補助事業を活用して整備したハウスの被覆資材を交換する場合は、当該ハウスの耐用年数が経過したものであること。</p> <p>(3) 高機能被覆資材の展開に係る資材（スプリング、パッカー等）や開閉装置（巻き上げ装置等）は対象としない。</p> | | | | | | | | | |

2) 機械等導入支援

- (1) 補助対象は5 (2) の①から③に定める機械、設備等の導入に係る経費とし、①から②は施工費を対象とするが、③は施工費を対象としない。また、施行方法が「代行施行」の場合、代行施工料も補助対象とする。なお、代行施工料については、製造請負工事に係る工事価格(機械器具・機材費+運搬費+組立・据付工事費)の5%以内が補助対象の上限となる。
- (2) 事業で導入する機械等については保険等への加入に努めることとし、当該機械の処分制限期間において通年加入が継続されることとする。なお、換気装置のみを本事業で導入したハウス、60万円(税込)未満の機械はこの限りではない。また、上記保険等の加入要件を満たさない施設・機械等についても、民間の保険等へ加入するよう努めることとする。
- (3) 同規模、同能力への更新ではないこと。

| | |
|-----------|--|
| ①換気装置 | <p>(1) ハウス内(育苗ハウス含む)の通気性改善を目的とした換気装置であり、ビニール被覆(雨よけ)等したハウス内に循環扇または業務用工場扇を設置するもの、ハウス上部に取り付け型天窓等を整備するものとする。</p> <p>(2) 天窓と一体的に導入する場合にはタイマー、温度センサー等の自動開閉に係る装置も対象とする。</p> <p>(3) 原則として、栽培以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象外とする。</p> |
| ②外気導入装置 | <p>(1) ハウス内の温度上昇の抑制を目的として送風機等により外気をハウス内に強制的に導入する装置。送風機及びダクト、病害虫の侵入を抑制するためのフィルターを対象とする。</p> <p>(2) (1)と一体的に導入する場合にはタイマー、温度センサー等の制御装置も対象とする。</p> <p>(3) 暖房設備と一体型の装置や分電盤、コンセントの設置、配線工事は対象としない。</p> |
| ③簡易灌水資材機材 | <p>(1) 露地花き又は地域特産作物作付圃場に設置して使用する灌水チューブ、灌水用水の取水・送水を目的としたエンジン、タンク及びフィルターを対象とする。</p> <p>(2) ただし、導入する機資材は、いずれも3年以上使用可能なものとし、受益農家1戸あたり各1台を上限とする。</p> <p>(3) 1戸あたりの事業費は20万円以上であること。</p> <p>(4) 既に灌水設備が整備されている圃場は対象としない。</p> <p>(5) 灌水資材の設置や接続に係る資材は対象としない。</p> |

6 採択要件等

- 次の要件を全て満たしていること。
- (1) 事業実施主体は、原則として受益農家3戸以上とすること。(※2)
- (2) 資材導入支援については受益農家1戸当たりの面積10a以上、機械等導入支援については受益農家1戸当たりの面積3a以上であること。

| | |
|--|---|
| | (3) 導入技術の活用に係る研修会を実施又は受講し、栽培方法の改善等を行うものであること。 |
|--|---|

※1 成果目標は、今回導入する装置等の効果のみではなく、事業実施主体の自助努力による気候変動対策も含めて、事業実施主体単位で10%以上向上するもの。

成果目標を満たす事業実施主体の構成は、例えば、花きや地域特産物農家が3戸で構成し、各受益農家がそれぞれ遮光ネット(1戸)、遮熱ネット(1戸)、高機能被覆資材(1戸)を導入することにより、事業実施主体単位で10%以上向上するものも含む。

※2 市町等の範囲において取組が少なく、同一品目により3戸以上の農業者を含む団体を組織できない農業者で、かつ認定農業者や後継者など地域の担い手として認められる場合は、3戸未満でも可能とする。なお、法人については、認定農業者であり、かつ受益面積10a以上であれば、単独でも可能とする。

別記5 茶気候変動対応緊急支援事業

| | | |
|-----------------|--|--|
| 1 事業内容 | 本事業は、茶において気候変動を踏まえた生産方式への転換に取り組む事業主体に対し、気候変動への対応に必要な機械の導入に要する経費への支援を行う事業とする。 | |
| 2 対象品目 | 茶 | |
| 3 事業実施主体 | 県内在住の3戸以上の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。） | |
| 4 成果目標 | 別表1に定める事業目標項目を一つ選択し、事業実施後から2年後の具体的な目標を設定し、その実現が見込めること。（※1） | |
| 5 補助対象資材・機器等の内容 | <p>1) 機械等導入支援</p> <p>(1) 補助対象は5の1)①に定める茶2段刈摘採ユニットの導入に係る経費とし、施工費を含む。</p> <p>(2) 茶2段刈摘採ユニットは、「佐賀県特定高性能農業機械導入計画（以下「県農業機械導入計画」という。）で定める利用規模の下限等の基準（3ha）を満たすこととする。なお、同計画の下限等が事業実施主体の利用形態にそぐわないものとなっている場合にあつては、利用規模の妥当性を確認するため、「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。</p> <p>(3) 事業で導入する機械等については保険等への加入に努めることとし、当該機械の処分制限期間において通年加入が継続されることとする。なお、60万円（税込）未満の機械はこの限りではない。また、上記保険等の加入要件を満たさない機械についても、民間の保険等へ加入するよう努めることとする。</p> | |
| | ①茶2段刈摘採ユニット | <p>(1) 乗用管理機に取り付け可能な刈刃ユニットであり新芽を2箇所以上切断して収穫できるものとする。</p> <p>(2) 既に所有している乗用管理機に取り付けるものを対象とする。</p> |
| 6 採択要件等 | <p>次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 事業実施主体は、原則として受益農家3戸以上とすること。（※2）</p> <p>(2) 機械等導入支援については受益農家1戸当たりの面積1ha以上であること。（※3）</p> <p>(3) 導入技術の活用に係る研修会を実施又は受講し、栽培方法の改善等に努めるものであること。</p> | |

※1 成果目標は、今回導入する装置等の効果のみではなく、事業実施主体の自助努力による気候変動対策も含めて、事業実施主体単位で10%以上向上するもの。

※2 市町等の範囲において取組が少なく、かつ認定農業者や後継者など地域の担い手として認められる場合は、3戸未満でも可能とする。なお、法人については、認定農業者であり、かつ受益農家1戸当たりの面積1ha以上であれば、単独でも可能とする。

※3 ただし、未来につなぐ佐賀中山間プロジェクト推進要綱に基づき選定されたチャレンジ中山間かつ、中山間地域等（中山間地域など直接支払交付金実施要領第4の1に規定する対象地域内のうち市町内に存在する協定農用地の標高以上に位置する茶園）に由来する生産物に要する施設・機械等を整備する事業実施主体については該当する受益者に限り、1受益者農業者当たり50a以上（個人が事業実施主体となる場合は25a以上）とする。

別表1 成果目標

| 内容 |
|---|
| (1) 単位面積当たりの出荷量の10%以上増加 |
| (2) 単位面積当たりの販売額の10%以上増加 |
| (3) 全作付面積、または全出荷量に占めるブランド品や高品質品の割合（秀品率、L規格以上）が10%以上増加 |

注1) 成果目標は、今回導入する装置等の効果のみではなく、事業実施主体の自助努力による気候変動対策も含めて、事業実施主体単位で10%以上向上するものとする。

注2) 成果目標は、事業実施主体単位で設定するものとする。

注3) 茶気候変動対応緊急支援事業における成果目標は、(1) の出荷量を収量に読みかえるものとし、その単位については生茶ベース又は荒茶ベースとする。

(別記様式1号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所在地
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県気候変動対応緊急支援事業実施計画の(変更)承認申請について
()

佐賀県気候変動対応緊急支援事業実施要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)申請
します。

(変更の理由)

(注)

- 1 添付資料は次のとおりとする。
 - ・事業実施計画書(別紙A)
 - ・誓約書(別紙B、別紙C)
- 2 表題のかっこ内には、「施設野菜気候変動対応緊急支援事業」「露地野菜気候変動対応緊急支援事業」「果樹気候変動対応緊急支援事業」「花き・地域特産作物気候変動対応緊急支援事業」「茶気候変動対応緊急支援事業」のいずれかを記入する。
- 3 事業実施計画の承認申請を行う場合は、(変更)、(変更の理由)を消去すること。
- 4 変更承認申請を行う場合には、(変更)及び(変更の理由)の()を消去し、変更の理由を記入すること。また、事業実施計画の承認通知があった計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。
- 5 誓約書(別紙B)は代表者のみ、誓約書(別紙C)は受益者全員分を提出すること。

(別紙A)

令和 年度気候変動対応緊急支援事業実施(変更)計画書

| 事業実施主体名 (代表者名) | | 品目名 |
|-------------------|----------------|------------------------|
| 事務 担当者 | 担当者名 | 受益者数 |
| | 日中連絡先 (TEL) | 受益者が3 戸未満の場 合の理由 |
| | メールアドレス | |

注1) 受益者が3戸未満の場合の理由は、①市町の範囲内において同一品目が3戸未満、②認定農業者かつ各品目において定める受益面積以上の法人、③露地野菜において、構成員である農家が3戸以上の集落営農法人、④露地野菜において地理的条件より共同利用の合意形成が困難、のうち該当する一つを選択すること。

1 目標

| 成果目標項目 | 現状 (〇〇年度) | 1年目 (〇〇年度) | 2年目 (〇〇年度) | 目標年 (〇〇年度) | 備考 |
|--------|--------------|---------------|---------------|---------------|----|
| | | | | | |

注1) 成果目標の項目は、別表1に定める目標項目の一つを選択すること。

注2) 現状は事業実施前年度(事業実施前年度の実績が取りまとまっていない場合は事業実施前々年度)とし、目標年は、本事業実施後2年後とする。

2 事業計画

| 事業内容 | 総事業費 (円) | 負担区分 | | 備考 |
|------------|-------------|--------------|------------|----|
| | | 県費補助金 (円) | その他 (円) | |
| (1)資材導入支援 | | | | |
| ①遮光ネット | | | | |
| ②遮熱ネット | | | | |
| ③遮熱塗布剤 | | | | |
| ④高機能被覆資材 | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2)機械等導入支援 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | |

注1) 「備考」には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2) 事業計画の変更承認申請の場合は、変更箇所がわかるよう、変更承認申請前の数値等を()書きで上段に、変更後の数値等を下段に記入すること。

(別紙B)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 1の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

[事業実施主体の住所又は事務所所在地]

住 所

[団体名、代表者の役職名、氏名及び生年月日]

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

役職名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

- 注
- 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
 - 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。
 - 個人申請の場合、団体名及び役職名の項は記入不要。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、佐賀県気候変動対応緊急支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙C)

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
氏名 (※1)

令和 年度佐賀県気候変動対応緊急支援事業 誓約書

私は、次の事項を厳守することを誓約します。

- 1 本事業により導入する資機材については、既存の資機材からの同規模、同能力への更新ではありません。
- 2 本事業において、補助事業を活用して導入した既存設備の交換を行う場合は、当該事業において財産処分の制限を受ける期間を経過しています。
(※高機能被覆資材、イチゴ冷蔵処理システム、イチゴ育苗方式の転換に必要な設備が対象)
- 3 本事業により取得した機械等について、処分の制限を受ける期間中は対象事業の計画通りに使用し、他用途には使用しません。
- 4 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自身で負担します。
- 5 交付決定を受けた補助金額が割当内示額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類について、補助事業完了後5年間適切に保管します。
- 7 その他不明な点は、佐賀県に相談の上、対応します。

なお、虚偽の申告又は補助事業の趣旨に反する事実が判明した場合には、補助金の返還等、いかなる措置が講じられても異議を申し立てません。

※1) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
なお、事業実施主体代表者ではなく、受益農家それぞれが自署すること。

この様式に記載された個人情報、佐賀県気候変動対応緊急支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別記様式2号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所在地
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県気候変動対応緊急支援事業の補助金交付決定前着手届
()

令和 年度佐賀県気候変動対応緊急支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金交付決定前に着工する事業実施主体については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 4 補助事業を行うため契約を締結する場合は、原則として2者以上による見積合わせや入札を実施して業者を決定すること。

| 事業内容 | 事業量 | 総事業費 (千円) | 着手 予定日 | 理由 |
|------|-----|--------------|-----------|--------------------------------|
| | | | | (例)夏季に気温が上昇する前までに対策を講じる必要があるため |
| | | | | |
| | | | | |

(別記様式 3 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所在地
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県気候変動対応緊急支援事業の事業実施状況について
()

佐賀県気候変動対応緊急支援事業費補助金実施要領第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | |
|--------|--|
| 事業目標項目 | |
|--------|--|

| | 1 年目 (〇〇年度) | 2 年目 (〇〇年度) | 目標年 (〇〇年度) |
|------------------|----------------|----------------|---------------|
| 目標値 | | | |
| 実績値 (受益者全体) | | | |
| 目標に達していない場合の改善方策 | | | |

※「事業目標項目」については、実績報告した項目を別表 1 から選択して記入すること。

※「目標値」には、事業実施計画書に記載した目標数値を転記すること。

※受益者ごとの実績値及び面積が確認できる資料を添付すること。

(別記様式4号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所在地
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県気候変動対応緊急支援事業の事業実施計画の変更届について
()

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で計画承認（又は補助金交付決定）の通知があった令和
年度佐賀県気候変動対応緊急支援事業について、実施要領第4条4項の規定に基づき、事業計画を変
更したいので、下記のとおり届け出ます。

1. 事業実施主体名
2. 変更の理由
3. 変更する内容（事業実施主体内の受益者の変更又は増減など）

注1）計画書など変更内容が確認できる書類を添付すること。

注2）契約の変更があった場合は、変更後の契約書の写しを添付すること。